

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



住宅用地球温暖化 対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備を
設置される方に対し、費用の一
部を補助します。

	補助対象設備	補助金額
組合せによる 補助	・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム (HEMS) ・定置用リチウムイオン蓄電システム	60,000円(定額)
	・家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	30,000円(定額)
単独補助	・定置用リチウムイオン蓄電システム	30,000円(定額) ただし、他補助対象設備と同 時に申請する場合は、組合せ による補助を優先します。

補助対象設備および補助金額

補助対象者

次のいずれかに該当する方
で、申請年度内に設備の運用を

開始できる(要綱に定める期限
までに実績報告書を提出できる
こと)方を補助対象とします。

① 自ら居住し、または居住を予
定する町内の住宅に新たに補
助対象設備を設置する方(既
に設置されている方、設置工
事を開始している方は対象
外)

② 町内において自ら居住するた
めに補助対象設備付き新築住
宅を購入する方

※各補助対象設備に対する補助
金の交付は、1世帯につき1
回限りとします。

その他 申請書様式は産業環境
課窓口で配布、または町ホーム
ページからダウンロードできま
す。

申込・問合せ先 役場 産業環
境課 内線124

高齢者医療保険に加入している
給与の支払いを受けている方の
うち、新型コロナウイルスに感染
した、または発熱等の症状があ
り感染が疑われ、療養のために
労務に服することができない方

支給対象となる日 労務に服す
ることができなくなった日から
起算して3日を経過した日か
ら、労務に服することができな
かった期間(最長1年6カ月)の
うち、労務に就くことを予定し
ていた日

支給額 (直近の継続した3カ
月間の給与収入の合計額÷就労
日数)×3分の2×日数(支給対
象となる日数)

適用期間 4月1日～9月30日
※変更の場合があります。

問合せ先 役場 保険医療課
内線170

国民健康保険・後期高齢
者医療保険加入者で新型
コロナウイルスに感染も
しくは疑いのある方に
傷病手当金を支給します

対象

国民健康保険または後期

新型コロナウイルス感
染症の影響による国民
健康保険税および後期
高齢者医療保険料の減
免について

事業の休廃止、失業等の理由

などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、保険税(保険料)を納めることができなくなった場合など一定の要件に該当する場合は、申請により保険税(保険料)を減免できる場合がありますので、保険医療課へご相談ください。

要件

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方(世帯)

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する方(世帯)

① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が令和2年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

② 令和2年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項(高齢者の医療

の確保に関する法律施行令第7条第1項)に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(同法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1000万円以下であること。

③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免期間

4月1日から令和4年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合

全額免除から2割減額まで

※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります。

問合せ先

役場 保険医療課
内線170

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

事業の休廃止、失業等の理由

などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、介護保険料を納めることができなくなった場合など一定の要件に該当する場合は、申請により介護保険料を減免できる場合がありますので、民生課へご相談ください。

要件

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入」という。)の減少が見込まれ、次の①および②に該当する方

① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免期間

4月1日から令和4年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合

全額免除もしくは8割減額
※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります。

問合せ先

役場 民生課
内線115・158

かかった医療費に関心を

家計に気を配っている方でも、盲点となるのが医療費の支出。やむを得ない支出と思われるがちな医療費ですが、チェックしてみると、意外と無駄が多いことに気が付くものです。

賢く、無駄なく、医療サービスを受けるには、これまで以上に皆さん一人一人が医療に関心をもち、積極的な生活改善で健康を維持し、医療費の増加に歯止めをかけましょう。

問合せ先

役場 保険医療課
内線170

総代、地区総代、事業者向け 防犯カメラで犯罪抑止！ 防犯カメラ補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる**①②**の方

① 総代および地区総代の方
当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・ 戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・ 戸数4戸以上の賃貸共同住宅（住宅、寮等を除く）の所有者
- ・ 自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

受付期限 令和4年2月末日
補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万

円を限度額とします。（1000円未満切り捨て）
※維持管理費用、地代、占用料等は除く

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。（取り付け後の受け付けはいたしません。）

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

募集



ボランティアのすすめ

ボランティア活動は、町民一人ひとりの自発的な意思に基づき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動などに携わることです。「何かしたいけど、どうしたらいいのか分からない」など、ボランティアに関するご相談を随時受け付けています。少しでも興味のある方、ぜひ活動してみま

せんか。

問合せ先 社会福祉協議会 ボランティアセンター
☎(442)0990

自衛官等

自衛官等募集が行われます。ご希望の方は、お申し込みください。

募集項目

- ① 航空学生（航空・海上）
- ② 第2回一般曹候補生
- ③ 防衛大学校学生（一般）
- ④ 防衛医科大学校学生（医学科）
- ⑤ 防衛医科大学校学生（看護学科）
- ⑥ 自衛官候補生

資格

- ① 高卒（見込含む）18歳以上23歳未満の方（航空は21歳未満の方）
- ② 18歳以上33歳未満の方
- ③ ④ ⑤ 高卒（見込含む）18歳以上21歳未満の方

受付期間

- ① 7月1日（木）～9月9日（木）
- ② 7月1日（木）～9月6日（月）
- ③ 7月1日（木）～10月27日（水）
- ④ 7月1日（木）～10月13日（水）
- ⑤ 7月1日（木）～10月6日（水）
- ⑥ 年間を通じて受け付け

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部 一宮地域事務所
☎0586(73)7522

お願い



生活排水について 考えましよう

川や水路が汚れていると感じることはありませんか。水の汚れの原因にはさまざまな要因がありますが、私たちが排出する生活排水も主な要因の一つです。

自分一人くらいと思っても、ちりも積もれば山となります。食器に残っているマヨネーズやケチャップなど、わずかな量でも皆さんが毎日流していれば大変な量の汚れとなります。

特に単独処理浄化槽をお使いの場合は、トイレの排水以外はそのまま排水されるため、合併処理浄化槽に比べて放流される汚れの量が何倍にもなります。合併処理浄化槽をお使いの場

合でも、適正に維持管理を行わな
いと浄化槽の機能が低下します。

- ・料理はちょうどよい量を作り
食べ残さないようにする
- ・目の細かい三角コーナーや水
切りネットを使用し、できる
だけ汚れを取り除く
- ・適量以上の洗剤を使わない
- ・料理で残った油は新聞紙など
に染み込ませ、可燃ごみとし
て捨てる

など、日々の生活の中で見直
せることはたくさんあります。

この機会に生活排水について
見直してみませんか。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

**ちびっこ広場ではボー
ル遊びは禁止です！
マナーを守って楽しく
利用しましょう**

町内には、子どもの身近な遊
び場として、ブランコ、すべり
台、鉄棒などの遊具を設けた屋
外型のちびっこ広場(22カ所)や
ボールを使ったスポーツや遊び
ができる球技場(3カ所)のほ

か、大治浄水場公園を設置し、児
童の健全育成を図っています。

子どもたちが安全・快適に利
用することができるよう次のこ
とを守りましょう。

- ・火気の使用(花火・バーベ
キューなど)は厳禁です。
- ・ちびっこ広場・大治浄水場公
園でのボール遊びは禁止して
います。
- ・ごみは必ず持ち帰ってくださ
い。
- ・施設・設備への落書きや破損
は絶対にやめてください。
- ・周りの人に迷惑なことや危険
な行為は慎みましょう。

この機会に生活排水について
見直してみませんか。

問合せ先 役場 子育て支援課

内線166

相談



個人事業者の税務相談会

商工会では、個人小規模事業
主を対象に、記帳確認および半期
源泉所得税の相談会を行います。

新しく事業を始められる方、
白色申告の方、アパートや駐車
場などの不動産貸付を営み、記
帳でお悩みの方など、ぜひこの
機会をご利用ください。

とき 7月6日(火)午前9時30
分～午後3時

ところ 商工会館 2階 講習会
等研修室

問合せ先 商工会
☎(442)4511

保育所等就職支援相談窓口

町では、保育士資格を持ちな
がらも現在保育現場で働いてい
ない「潜在保育士」の現場復帰や
保育士資格の取得を目指す方を
支援し、保育人材の安定的な確
保を図るため「保育所等就職支
援相談」を行っています。

子ども家庭支援員が町内の保
育所などへの就職を支援しま
す。雇用形態は正規、非正規を問
いません。お気軽にご相談くだ
さい。

対象 保育士、保育教諭(資格取
得予定者も含む)

相談方法 事前に相談日を電話

で予約し、予約した日時に子育
て支援課へお越しください。

紹介先 町内の保育所、認定こ
ども園、小規模保育事業所等

問合せ先 役場 子育て支援課
内線188

**司法書士による相続・
登記・成年後見等相談**

司法書士による相続・登記・
成年後見等相談を行います。相
談は事前に予約が必要となりま
す。相談時間は1組25分程度
で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますの
で、お気軽にお申し込みください。

とき 7月20日(火)午後2時～
4時

ところ 総合福祉センター1
階 会議室

内容 登記・相続・多重債務・
民事一般・成年後見・家事事件
など

定員 4組(要予約)

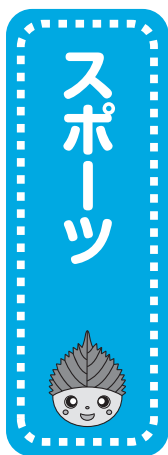
相談料 無料

申込締切 7月15日(木)
申込・問合せ先 社会福祉協議
会 ☎(442)0990

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けています。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793



**スポーツ協会主催
卓球教室**

とき 7月31日・8月7・14・21・28日(全土曜)午後1時30分～4時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 卓球の基本動作

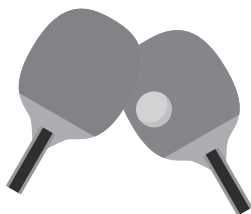
指導員 卓球クラブ員

持ち物 体育館シューズ、ラケット ※ラケットのない方は、お貸しします。

申込期間 7月5日(月)～22日(木)

主管クラブ 卓球クラブ

申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077



**スポーツ協会主催
バウンドテニス教室**

とき 8月7・14・21・28日(全土曜)午前9時30分～11時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学4年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 バウンドテニスの基本動作

指導員 本動作

指導員 バウンドテニス公認指導員

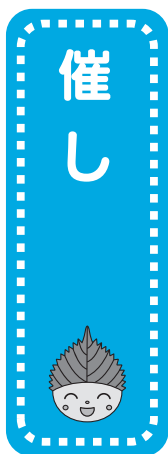
持ち物 体育館シューズ・ラケット・タオル・飲み物

※ラケットは貸し出します。

申込期間 7月12日(月)～30日(金)

主管クラブ バウンドテニスクラブ

申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077



夏休み親子下水道教室

親子で浄化センターを見学し、下水道の仕組みを学びませんか。

とき 7月27日(火)

・午前の部 午前10時～正午
・午後の部 午後1時30分～3時30分

ところ 日光川下流浄化センター(弥富市上野町2の28)

対象 小学生とその保護者

内容

・浄化センターの見学
・顕微鏡観察「微生物を見つけよう！」
・科学工作など

定員 各20名(先着順)

※定員になり次第締め切ります。

参加費 無料

受付期間 7月12日(月)～23日(金) 午前10時～午後4時

※土日・祝日を除く

その他 参加者は動きやすい服装、運動靴で、タオル、上履きを持参してください。(大人用スリッパの用意はありません。)

※延期または中止となる場合があります。

あります。

申込・問合せ先 日光川下流浄化センター
☎0567(68)6162



お知らせ 募集

お願い 相談

スポーツ 催し

講座・教室

講座・教室



文化協会推進事業 つるし飾り体験教室

♪母から娘へ 娘から孫へ♪幾種もの人形などに、一つ一つ想いを込め、子どもたちの幸せを願い作られる「つるし飾り」を作ってみませんか。初心者にも分かりやすく指導いたします。また、新規会員募集も行っていますので、お気軽にお問合せください。

とき 8月5日(木)午前9時～正午
ところ 公民館 2階 講義・会議室

対象 町内在住・在勤の方

定員 先着15名

教材費 1000円

持ち物 裁縫道具

申込期間 7月1日(木)～22日(木)

申込・問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

文化協会推進事業 大正琴一日体験

どなたでもすぐ曲が弾ける楽器です。ぜひご参加ください。

♪大正琴クラブ♪
とき 8月20日(金)午後1時30分～3時30分

ところ 公民館 2階 視聴覚室
対象 男女問わずどなたでも

定員 先着10名

参加費 無料

申込期間 8月1日(日)～19日(木)

※大正琴は当クラブで用意します。

問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

文化協会推進事業 箏の一日体験教室

日本古来の楽器「箏」に実際に触れて弾いてみませんか。

小・中学生、親子での参加も歓迎します。♪箏曲クラブ♪

とき 8月14日(土)午前10時～11時

ところ 公民館 2階 講義・会議室

議室

対象 町内在住・在勤の方

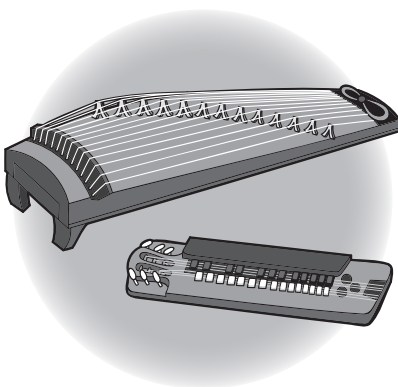
定員 先着5名

参加費 無料

申込期間 7月20日(火)～8月7日(土)

※箏は当クラブで用意します。

問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671



認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。新型コロナウイルス感染症対策のため、来館時にはマスクの着用および館内入口にて手指消毒にご

協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症防止策を講じて開催しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。

とき 7月3日(土)午後2時～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の診断・治療・予防
- ・ 接するときの心がまえ
- ・ 家族の気持ちの理解
- ・ サポーターとは

・ おおはる劇団による寸劇など

参加費 無料(予約不要)

今後の予定 8月7日・9月4日・10月2日・11月6日・12月4日・令和4年1月8日・2月5日・3月5日(全土曜)

問合せ先 役場 民生課 内線158

地域包括支援センター ☎(442)0857

《身に付けよう応急手当》
普通救命講習Ⅲ

とき 7月18日(日)午前9時30分～午後0時30分
ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂
対象 大治町・あま市に在住の方で15歳以上の方
内容 小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法
定員 9名
参加費 無料
受付期間 6月28日(月)～7月11日(日)
申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署および北・南分署
申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。
 ※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。
 ※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。
 ※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出向し、講習を実施することが可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止とさせていただきます。ご了承ください。
問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課
 ☎(442)1605
 HP <http://www.amatobu-119.jp>

防災行政無線 電話応答ダイヤル

☎(444)2121

町が防災行政無線で直近に放送した内容を専用ダイヤルで聴くことができます。ぜひご活用ください。

問合せ先 役場 防災危機管理課
 内線 151・152

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

非行の芽
はやめに摘もう
みな我が子

未来をつくる青少年が、社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民全ての願いです。

皆さんも、よその子にも自分の子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるという観点に立って「声掛け」をしましょう。

大治町青少年健全育成推進協議会

暴走を
「しない」「させない」
「見に行かない」

暴走族
なくして住みよいまちづくり

大治町青少年健全育成推進協議会

大治町長選挙および大治町議会議員補欠選挙

告示日 7月13日(火)

投票日 7月18日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票

期間 7月14日(水)～17日(土)

※期間中は土曜も投票できます。

とき 午前8時30分～午後8時

ところ 役場 3階 第3会議室

立候補届出受付

とき 7月13日(火) 午前8時30分～午後5時

ところ 役場 3階 大会議室

問合せ先 大治町選挙管理委員会 (役場 総務課) 内線162

